

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和19年7月10日）及び資格取得日（昭和20年7月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和19年7月から20年5月までは30円、同年6月は70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月10日から20年7月20日まで

私は、昭和19年3月に卒業した国民学校の指示でA社（昭和39年9月25日付けでB社へ名称変更）に入社し、同年4月から24年11月までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、この間の途中となる申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は申立期間当時、申立事業所を途中で辞めたことは無く、申立期間中も厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等では、申立人が、昭和19年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月10日に資格を喪失後、再度、20年7月20日に資格を取得していることが確認できるものの、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人は、昭和19年3月に卒業した国民学校の指示で当該事業所に幼年工として入社し、24年11月に退職するまで継続して勤務し、申立期間における勤務内容や業務形態に変更はなかったと供述しており、申立期間当時の供述内容は、具体的かつ鮮明であることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に幼年工として同じ部署に勤務していた元同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間において継続していることが確認できる。

さらに、前出の被保険者名簿には、申立人の標準報酬等級について、申立期間中の昭和20年6月1日付けで7等級とする旨の記録が、いったん記載された後、取消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、上記の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人は申立期間において、継続して厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された記録から、昭和19年7月から20年5月までは30円、同年6月は70円とすることが必要である。

鹿児島厚生年金 事案 332

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年2月28日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

申立期間当時の私の給与は月50万円であり、また、私は標準報酬月額を引き下げる届出を行ったことは無い。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、50万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年2月28日）の後の平成10年3月30日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む平成4年6月17日から現在まで、申立事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成10年3月30日付けの標準報酬月額に係る遡及訂正処理については、そのような届出を行ったことは無いとしている一方で、「申立事業所では、平成9年の初めごろから資金繰りが悪化し、10年までにかけて社会保険料の納付が遅滞傾向となり、社会保険事務所から督促を受けるようになっていた。」と供述していることなどを踏まえると、申立事業所では、上記の遡及訂正処理が行われた当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されて

いたものと推認されるどころ、上記処理に関して、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 28 日まで

私は、A社（昭和 59 年 8 月 6 日付けでB社へ名称変更）の専務取締役だった夫と結婚した翌月の昭和 40 年 5 月から同社で経理事務手伝いとして勤務したにもかかわらず、社会保険事務所では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、パートやアルバイト勤めではなく、常勤労働者であったので、申立事業所において加入記録のある人と同じように、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の昭和 46 年 6 月 1 日から平成 8 年 6 月 1 日までの間、B社における厚生年金保険の加入記録があるが、複数の元同僚から聴取したものの、申立期間中、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の夫の厚生年金保険の加入記録が、申立事業所について、申立期間をすべて含む昭和 36 年 1 月 1 日から平成 8 年 6 月 1 日までの間、確認できるところ、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、申立期間中の昭和 40 年 4 月 16 日付けで、その夫の健康保険の被扶養者

となっていることが確認できる上、41年3月8日付け及び42年9月19日付けで、申立人の夫に対して、配偶者分娩費及び育児手当金が支給されていることが確認できることなどから、申立人が申立期間中、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、B社は平成8年6月1日付けで適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び申立人の夫(専務取締役、後の代表取締役)は死亡していることなどから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 8 日から同年 12 月 25 日まで

私は、昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 12 月 25 日まで継続して、A 社（現在は、B 社）で働いていたにもかかわらず、社会保険庁では、私の厚生年金保険の加入記録は 32 年 7 月 23 日から 34 年 2 月 8 日までとしており、申立期間の加入記録は無いとしている。

しかし、私は申立期間中、申立事業所に在籍していたのは間違いなく、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、B 社が保管する申立事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、社会保険庁のオンライン記録どおり、申立人の資格取得日が昭和 32 年 7 月 23 日、資格喪失日が 34 年 2 月 8 日と確認できる。

また、B 社では、前出の名簿以外に申立人の主張を裏付ける関係資料は保存していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等については不明としている。

さらに、申立期間当時に勤務していた複数の元同僚から聴取したものの、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和 32 年 7 月 23 日、資格喪失日が 34 年 2 月 8 日となっていることが確認できるのみであり、申立期間において、

申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。